

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-1	アスベスト廃棄物の取扱いはどうなっているのですか。 (平成18年10月1日更新)

**【答】**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、建築物等に吹き付けられたアスベストを除去したものと等飛散するおそれのあるものが、「廃石綿等」として「特別管理産業廃棄物（※1）」となっています。

また、それ以外のスレート成形板等を除去したものは、「石綿含有産業廃棄物（※2）」として扱われます。

（特別管理）産業廃棄物が建築物等の解体工事等から発生する場合は、原則として解体工事等を行った元請業者が排出者として、適正に処理しなければなりません。

**※1 特別管理産業廃棄物**

(1) 石綿建材除去事業（建築物等に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）により生じたもので、次に掲げるもの

- ① 吹付け石綿
- ② 建築材料であって石綿を含む次のもの
  - ・ 石綿保温材
  - ・ けいそう土保温材
  - ・ パーライト保温材
  - ・ 接触、気流、振動等により石綿が飛散するおそれがある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ③ 廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの

(2) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場で生じたもので、次に掲げるもの

- ① 特定粉じん発生施設において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
- ② 廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの

(3) 輸入されたもの（事業活動に伴って生じたものに限る）

**※2 石綿含有産業廃棄物**

建築物等の建築、解体等で生じたもので、石綿をその重量の 0.1%を超えて含むもの（廃石綿等を除く）